

令和 6 年

草加市議会 2 月定例会議案

草 加 市

草加市告示第 83 号



地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 101 条第 1 項の規定により令和 6 年草加市
議会 2 月定例会を次のとおり招集し、同条第 7 項の規定により告示する。

令和 6 年 2 月 14 日

草加市長 瀬戸 百合子

1 期 日 令和 6 年 2 月 21 日

2 場 所 草 加 市 議 会 議 場

議 案 目 次

第 1 号 議 案	令和 5 年度草加市一般会計補正予算（第 1 0 号）……………	別添
第 2 号 議 案	令和 5 年度草加市一般会計補正予算（第 1 1 号）……………	別添
第 3 号 議 案	令和 5 年度草加市駐車場事業特別会計補正予算（第 2 号）……………	別添
第 4 号 議 案	令和 5 年度草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業特別会計 補正予算（第 3 号）……………	別添
第 5 号 議 案	令和 5 年度草加市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）……………	別添
第 6 号 議 案	令和 5 年度草加市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）……………	別添
第 7 号 議 案	令和 6 年度草加市一般会計予算……………	別添
第 8 号 議 案	令和 6 年度草加都市計画新田西部土地区画整理事業特別会計予算…	別添
第 9 号 議 案	令和 6 年度草加市駐車場事業特別会計予算……………	別添
第 1 0 号 議 案	令和 6 年度草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業特別会計 予算……………	別添
第 1 1 号 議 案	令和 6 年度草加市国民健康保険特別会計予算……………	別添
第 1 2 号 議 案	令和 6 年度草加市介護保険特別会計予算……………	別添
第 1 3 号 議 案	令和 6 年度草加市後期高齢者医療特別会計予算……………	別添
第 1 4 号 議 案	令和 6 年度草加市水道事業会計予算……………	別添
第 1 5 号 議 案	令和 6 年度草加市立病院事業会計予算……………	別添
第 1 6 号 議 案	令和 6 年度草加市公共下水道事業会計予算……………	別添
第 1 7 号 議 案	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関 する条例の制定について……………	1
第 1 8 号 議 案	市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する条例の制定について…	9
第 1 9 号 議 案	草加市開発・建築関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定 について……………	1 3
第 2 0 号 議 案	草加市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条 例の制定について……………	2 5
第 2 1 号 議 案	草加市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について……………	3 1
第 2 2 号 議 案	草加市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を 定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	4 1

第 2 3 号議案	草加市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	5 5
第 2 4 号議案	草加市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	7 1
第 2 5 号議案	草加市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 2 1
第 2 6 号議案	草加市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について…	1 4 3
第 2 7 号議案	草加市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 4 9
第 2 8 号議案	草加市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について……	1 5 5
第 2 9 号議案	草加市西棟改修工事（機械設備工事）請負契約の変更契約の締結について……………	1 6 1
第 3 0 号議案	草加市西棟改修工事（電気設備工事）請負契約の変更契約の締結について……………	1 6 5
第 3 1 号議案	公の施設の区域外設置に関する協議について……………	1 6 9
第 3 2 号議案	教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて……………	1 7 3

第 17 号議案

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 6 年 2 月 21 日提出

草加市長 瀬 戸 百合子

提 案 理 由

地方自治法の一部改正に伴い、関係条例の条文の所要の整備を行う必要を認めた。
これがこの条例案を提出する理由である。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(草加市監査委員に関する条例の一部改正)

第1条 草加市監査委員に関する条例（昭和43年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

(草加市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 草加市公共下水道事業の設置等に関する条例（平成31年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(草加市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 草加市水道事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第42号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(草加市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第4条 草加市病院事業の設置等に関する条例（昭和42年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

参 考 資 料

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の新旧対照表

(草加市監査委員に関する条例の一部改正)

旧	新
(請求又は要求による監査) 第6条 法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項及び第7項、第235条の2第2項、<u>第243条の2の2第3項</u>(地方公営企業法第34条において準用する場合を含む。)並びに地方公営企業法第27条の2第1項の規定による監査の請求又は要求があるときは、10日以内に監査に着手しなければならない。 2 法第75条第3項の規定による監査の結果に関する報告の送付、公表及び提出、第98条第2項の規定による監査の結果に関する報告、第199条第9項の規定による監査の結果に関する報告の提出及び公表並びに第235条の2第3項並びに地方公営企業法第27条の2第2項の規定による監査の結果に関する報告の提出(市長の要求に係る監査に関するものに限る。)並びに<u>法第243条の2の2第3項</u>(地方公営企業法第34条において準用する場合を含む。)の賠償責任の有無及び賠償額の決定は、請求又は要求のあった日から60日以内にこれを行わなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りで	(請求又は要求による監査) 第6条 法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項及び第7項、第235条の2第2項、<u>第243条の2の8第3項</u>(地方公営企業法第34条において準用する場合を含む。)並びに地方公営企業法第27条の2第1項の規定による監査の請求又は要求があるときは、10日以内に監査に着手しなければならない。 2 法第75条第3項の規定による監査の結果に関する報告の送付、公表及び提出、第98条第2項の規定による監査の結果に関する報告、第199条第9項の規定による監査の結果に関する報告の提出及び公表並びに第235条の2第3項並びに地方公営企業法第27条の2第2項の規定による監査の結果に関する報告の提出(市長の要求に係る監査に関するものに限る。)並びに<u>法第243条の2の8第3項</u>(地方公営企業法第34条において準用する場合を含む。)の賠償責任の有無及び賠償額の決定は、請求又は要求のあった日から60日以内にこれを行わなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りで

ない。

ない。

(草加市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

旧	新
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の2第8項</u> の規定により公共下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が500,000円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の8第8項</u> の規定により公共下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が500,000円以上である場合とする。

(草加市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

旧	新
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の2第8項</u> の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が500,000円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の8第8項</u> の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が500,000円以上である場合とする。

(草加市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

旧	新
---	---

（議会の同意を要する賠償責任の免除）

第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の2第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が500,000円以上である場合とする。

（議会の同意を要する賠償責任の免除）

第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の8第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が500,000円以上である場合とする。

第 18 号議案

市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する条例の制定について

市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 6 年 2 月 21 日提出

草加市長 瀬戸 百合子

提 案 理 由

市の財政状況等に鑑み、市長、副市長及び教育長の給与を減額する必要を認めた。
これがこの条例案を提出する理由である。

市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する条例

（市長の給与の特例）

第1条 市長等の給与等に関する条例（昭和44年条例第45号）第3条第1号の規定にかかわらず、第4条に規定する期間に限り、市長の給料は、月額728,000円とする。

（副市長の給与の特例）

第2条 市長等の給与等に関する条例第3条第2号の規定にかかわらず、第4条に規定する期間に限り、副市長の給料は、月額787,500円とする。

（教育長の給与の特例）

第3条 市長等の給与等に関する条例第3条第4号の規定にかかわらず、次条に規定する期間に限り、教育長の給料は、月額712,500円とする。

（特例の期間）

第4条 前3条に規定する給与の特例の期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（この条例の失効）

2 この条例は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

第 19 号議案

草加市開発・建築関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

草加市開発・建築関係手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 6 年 2 月 21 日提出

草加市長 瀬戸 百合子

提 案 理 由

建築基準法等の一部改正に伴い、既存不適格建築物の制限緩和に係る認定の申請に対する審査手数料を新設するとともに、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正等に伴い、条文の所要の整備を行う必要を認めた。

これがこの条例案を提出する理由である。

草加市開発・建築関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

草加市開発・建築関係手数料徴収条例（平成１２年条例第７号）の一部を次のように改正する。

第１条中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

第２条中第１１１号を第１１３号とし、第１１０号を第１１２号とし、第１０９号を第１１１号とし、同条第１０８号ア中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同号を同条第１１０号とし、同条第１０７号ア中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同号ア(イ) a 中「合計」の次に「(市長が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。b から d まで、イ(イ)及びウ(イ)において同じ。)」を加え、同号を同条第１０９号とし、同条第１０６号中「第１０４号ア」を「第１０６号ア」に、「第１０４号イ」を「第１０６号イ」に改め、同号を同条第１０８号とし、同条第１０５号ただし書中「第１０３号」を「第１０５号」に改め、同号ア中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同号を同条第１０７号とし、同条第１０４号を同条第１０６号とし、同条第１０３号ア中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同号ア(イ) a 中「、第１０５号ア(イ)」を「並びに第１０７号ア(イ)」に改め、「並びに第１０７号ア(イ)、イ(イ)及びウ(イ)」を削り、同号を同条第１０５号とし、同条第１０２号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同号ア(ア) a 中「第１０８号」を「第１１０号」に改め、同号を同条第１０４号とし、同条中第１０１号を第１０３号とし、第１００号を第１０２号とし、同条第９９号中「第９７号ア」を「第９９号ア」に、「第９７号イ」を「第９９号イ」に改め、同号を同条第１０１号とし、同条中第９８号を第１００号とし、第９３号から第９７号までを２号ずつ繰り下げ、同条第９２号中「第９０号ア」を「第９２号ア」に、「第９０号イ」を「第９２号イ」に改め、同号を同条第９４号とし、同条第９１号を同条第９３号とし、同条第９０号ウ中「第９７号、第１００号及び第１０４号」を「第９９号、第１０２号及び第１０６号」に改め、同号を同条第９２号とし、同条第８９号ア中「第９１号ア」を「第９３号ア」に

改め、同号ア(イ)中「第 9 2 号」を「第 9 4 号」に改め、同号を同条第 9 1 号とし、同条中第 8 8 号を第 9 0 号とし、第 7 1 号から第 8 7 号までを 2 号ずつ繰り下げ、第 7 0 号の次に次の 2 号を加える。

- (71) 既存建築物の大規模修繕等に対する敷地と道路との関係の建築制限の緩和に係る認定の申請に対する審査 1 件につき 27,000 円
- (72) 既存建築物の大規模修繕等に対する道路内における建築制限の緩和に係る認定の申請に対する審査 1 件につき 27,000 円

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

参 考 資 料

草加市開発・建築関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の新旧対照表

旧	新
(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定により徴収する建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）、マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>（平成27年法律第53号）及び草加市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例（平成18年条例第23号）に基づく事務の手数料について、必要な事項を定めるものとする。 （手数料を徴収する事務及び額） 第2条 条文略 (1) 条文略 ） (70) 条文略	(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定により徴収する建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）、マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>（平成27年法律第53号）及び草加市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例（平成18年条例第23号）に基づく事務の手数料について、必要な事項を定めるものとする。 （手数料を徴収する事務及び額） 第2条 条文略 (1) 条文略 ） (70) 条文略

(71) 条文略

⌋ ⌋

(89) 条文略

ア 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号。以下「品確法」という。）に基づく確認書若しくは住宅性能評価書（いずれも長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる基準に適合しているものに限る。第 9 1 号アにおいて同じ。）又はこれらの写しが提出された場合

(7) 条文略

(イ) 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この号から第 9 2 号までにおいて同じ。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 条文略

⌋ ⌋

h 条文略

イ 条文略

(90) 条文略

ア 条文略

(71) 既存建築物の大規模修繕等に対する敷地と道路との関係の建築制限の緩和に係る認定の申請に対する審査 1 件につき 27,000 円

(72) 既存建築物の大規模修繕等に対する道路内における建築制限の緩和に係る認定の申請に対する審査 1 件につき 27,000 円

(73) 条文略

⌋ ⌋

(91) 条文略

ア 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号。以下「品確法」という。）に基づく確認書若しくは住宅性能評価書（いずれも長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる基準に適合しているものに限る。第 9 3 号アにおいて同じ。）又はこれらの写しが提出された場合

(7) 条文略

(イ) 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この号から第 9 4 号までにおいて同じ。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 条文略

⌋ ⌋

h 条文略

イ 条文略

(92) 条文略

ア 条文略

イ 条文略

ウ 構造計算適合性判定の実施の申出を伴う場合 申請に係る住戸を含む構造計算適合性判定を行おうとする一の建築物（建築物の２以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物で、別の建築物とみなされる建築物にあつては、当該別の建築物とみなされる建築物。第 9 7 号、第 1 0 0 号及び第 1 0 4 号において同じ。）ごとに次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 構造計算適合性判定に係る部分の床面積の合計（規則で定める算定方法によって算定したものをいう。以下この号、第 9 7 号、第 1 0 0 号及び第 1 0 4 号において「判定対象床面積」という。）が 1, 0 0 0 平方メートル以内のもの

a 条文略

b 構造計算が国土交通大臣の認定を受けたプログラム（以下この号、第 9 7 号、第 1 0 0 号及び第 1 0 4 号において「大臣認定プログラム」という。）により行われるもの 1 2 0, 7 0 0 円

(イ) 条文略

）

(オ) 条文略

(91) 条文略

(92) 条文略

第 9 0 号アの額に、前号ア(ア)又はイ(ア)の額（共同住宅等につ

イ 条文略

ウ 構造計算適合性判定の実施の申出を伴う場合 申請に係る住戸を含む構造計算適合性判定を行おうとする一の建築物（建築物の２以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物で、別の建築物とみなされる建築物にあつては、当該別の建築物とみなされる建築物。第 9 9 号、第 1 0 2 号及び第 1 0 6 号において同じ。）ごとに次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 構造計算適合性判定に係る部分の床面積の合計（規則で定める算定方法によって算定したものをいう。以下この号、第 9 9 号、第 1 0 2 号及び第 1 0 6 号において「判定対象床面積」という。）が 1, 0 0 0 平方メートル以内のもの

a 条文略

b 構造計算が国土交通大臣の認定を受けたプログラム（以下この号、第 9 9 号、第 1 0 2 号及び第 1 0 6 号において「大臣認定プログラム」という。）により行われるもの 1 2 0, 7 0 0 円

(イ) 条文略

）

(オ) 条文略

(93) 条文略

(94) 条文略

第 9 2 号アの額に、前号ア(ア)又はイ(ア)の額（共同住宅等につ

いては、床面積の合計の区分に応じ同号ア(イ)又はイ(イ)に定める額)を加算し、第90号イ又はウに掲げる場合はそれぞれ当該イ又はウに定める額を更に加算して得た金額

(93) 条文略

⌋ ⌋

(99) 条文略

第97号アの額に、前号に規定する合算して得た金額を加算し、第97号イ又はウに掲げる場合はそれぞれ当該イ又はウに定める額を更に加算して得た金額

(100) 条文略

⌋ ⌋

(102) 条文略

ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第35条第1項の認定又は同法第36条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合

(7) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による場合 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計(市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この号及び第108号において同じ。)が300平方メートル未満のもの 11,000円

いては、床面積の合計の区分に応じ同号ア(イ)又はイ(イ)に定める額)を加算し、第92号イ又はウに掲げる場合はそれぞれ当該イ又はウに定める額を更に加算して得た金額

(95) 条文略

⌋ ⌋

(101) 条文略

第99号アの額に、前号に規定する合算して得た金額を加算し、第99号イ又はウに掲げる場合はそれぞれ当該イ又はウに定める額を更に加算して得た金額

(102) 条文略

⌋ ⌋

(104) 条文略

ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第35条第1項の認定又は同法第36条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合

(7) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による場合 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計(市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この号及び第110号において同じ。)が300平方メートル未満のもの 11,000円

b 条文略

｝ ｝

g 条文略

(イ) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定による場合 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 条文略

｝ ｝

g 条文略

イ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による場合 (ア(7)に掲げる場合を除く。)

(7) 条文略

(イ) 条文略

ウ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定による場合 (ア(イ)に掲げる場合を除く。)

(7) 条文略

(イ) 条文略

(103) 条文略

ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合

(7) 条文略

b 条文略

｝ ｝

g 条文略

(イ) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定による場合 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 条文略

｝ ｝

g 条文略

イ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による場合 (ア(7)に掲げる場合を除く。)

(7) 条文略

(イ) 条文略

ウ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定による場合 (ア(イ)に掲げる場合を除く。)

(7) 条文略

(イ) 条文略

(105) 条文略

ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合

(7) 条文略

(イ) 条文略

a 床面積の合計（市長が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。b から d まで及びイ(イ)、第 1 0 5 号ア(イ)及びイ(イ)並びに第 1 0 7 号ア(イ)、イ(イ)及びウ(イ)において同じ。）が 3 0 0 平方メートル未満のもの
1 1, 0 0 0 円

b 条文略

）

d 条文略

(ウ) 条文略

イ 条文略

）

オ 条文略

(104) 条文略

(105) 条文略

一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額。ただし、新たに追加される建築物については、第 1 0 3 号に定める額とする。

ア 変更後の建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 3 5 条第 1 項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合

(ア) 条文略

）

(イ) 条文略

a 床面積の合計（市長が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。b から d まで及びイ(イ)並びに第 1 0 7 号ア(イ)及びイ(イ)において同じ。）が 3 0 0 平方メートル未満のもの 1 1, 0 0 0 円

b 条文略

）

d 条文略

(ウ) 条文略

イ 条文略

）

オ 条文略

(106) 条文略

(107) 条文略

一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額。ただし、新たに追加される建築物については、第 1 0 5 号に定める額とする。

ア 変更後の建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 3 5 条第 1 項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合

(ア) 条文略

）

(ウ) 条文略

イ 条文略

｝ ｝

オ 条文略

(106) 条文略

第 1 0 4 号アの額に、前号に規定する合算して得た金額を加算し、第 1 0 4 号イ又はウに掲げる場合はそれぞれ当該イ又はウに定める額を更に加算して得た金額

(107) 条文略

ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 2 条第 1 項第 3 号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合

(ア) 条文略

(イ) 条文略

a 床面積の合計が 3 0 0 平方メートル未満のもの 1
1, 0 0 0 円

b 条文略

｝ ｝

d 条文略

(ウ) 条文略

イ 条文略

｝ ｝

(ウ) 条文略

イ 条文略

｝ ｝

オ 条文略

(108) 条文略

第 1 0 6 号アの額に、前号に規定する合算して得た金額を加算し、第 1 0 6 号イ又はウに掲げる場合はそれぞれ当該イ又はウに定める額を更に加算して得た金額

(109) 条文略

ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 2 条第 1 項第 3 号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合

(ア) 条文略

(イ) 条文略

a 床面積の合計 (市長が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。b から d まで、イ(イ)及びウ(イ)において同じ。)が 3 0 0 平方メートル未満のもの 1
1, 0 0 0 円

b 条文略

｝ ｝

d 条文略

(ウ) 条文略

イ 条文略

｝ ｝

オ 条文略

(108) 条文略

ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第35条第1項の認定又は同法第36条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合
次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 条文略

ㄱ ㄱ

(キ) 条文略

イ 条文略

ウ 条文略

(109) 条文略

ㄱ ㄱ

(111) 条文略

オ 条文略

(110) 条文略

ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第35条第1項の認定又は同法第36条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合
次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 条文略

ㄱ ㄱ

(キ) 条文略

イ 条文略

ウ 条文略

(111) 条文略

ㄱ ㄱ

(113) 条文略

第 2 0 号議案

草加市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

草加市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

草加市長 瀬 戸 百合子

提 案 理 由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正等に鑑み、医療費助成金の支給の対象者を見直す必要を認めた。

これがこの条例案を提出する理由である。

草加市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

草加市重度心身障害者医療費支給に関する条例（昭和 51 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号クを同号コとし、同号イからキまでを同号エからケまでとし、同号アの次に次のように加える。

イ 他の市町村から援護を受け、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 1 項に規定する特定施設に入居し、又は同条第 25 項に規定する介護保険施設に入所している者

ウ 他の市町村長が老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 11 条第 1 項第 1 号の規定により、同法第 20 条の 4 に規定する養護老人ホームに入所を委託している者

第 3 条第 1 項中第 11 号を第 13 号とし、第 3 号から第 10 号までを 2 号ずつ繰り下げ、第 2 号の次に次の 2 号を加える。

(3) 市から援護を受け、本市の区域外に設置されている介護保険法第 8 条第 11 項に規定する特定施設に入居し、又は同条第 25 項に規定する介護保険施設に入所している者

(4) 市長が老人福祉法第 11 条第 1 項第 1 号の規定により、本市の区域外に設置されている同法第 20 条の 4 に規定する養護老人ホームに入所を委託している者

第 3 条第 2 項に次の 1 号を加える。

(5) 他の都道府県又は他の市町村が実施するこども医療費、重度心身障害者医療費、ひとり親家庭等の医療費その他の制度により医療費の支給を現に受けている者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参 考 資 料

草加市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表

旧	新
(対象者) 第3条 条文略 (1) 条文略 ア 条文略 イ 条文略 ㄱ 条文略 ㄴ 条文略 ㄷ 条文略 (2) 条文略	(対象者) 第3条 条文略 (1) 条文略 ア 条文略 イ <u>他の市町村から援護を受け、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項に規定する特定施設に入居し、又は同条第25項に規定する介護保険施設に入所している者</u> ウ <u>他の市町村長が老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条第1項第1号の規定により、同法第20条の4に規定する養護老人ホームに入所を委託している者</u> エ 条文略 ㄱ ㄴ ㄷ 条文略 (2) 条文略 (3) <u>市から援護を受け、本市の区域外に設置されている介護保険法第8条第11項に規定する特定施設に入居し、又は同条第25項に規定する介護保険施設に入所している者</u> (4) <u>市長が老人福祉法第11条第1項第1号の規定により、本市</u>

(3) 条文略

⌋ ⌋

(11) 条文略

2 条文略

(1) 条文略

⌋ ⌋

(4) 条文略

の区域外に設置されている同法第20条の4に規定する養護
老人ホームに入所を委託している者

(5) 条文略

⌋ ⌋

(13) 条文略

2 条文略

(1) 条文略

⌋ ⌋

(4) 条文略

(5) 他の都道府県又は他の市町村が実施することも医療費、重度
心身障害者医療費、ひとり親家庭等の医療費その他の制度によ
り医療費の支給を現に受けている者

第 2 1 号議案

草加市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

草加市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

草加市長 瀬 戸 百合子

提 案 理 由

介護保険法施行令等の一部改正に伴い、介護保険料段階の判定に用いる基準所得金額の見直し等を行うとともに、第9期草加市介護保険事業計画の策定に伴い、介護保険料率の改定等を行う必要を認めた。

これがこの条例案を提出する理由である。

草加市介護保険条例の一部を改正する条例

草加市介護保険条例（平成１２年条例第１７号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 令第３８条第１項第１号に掲げる者 ３２，６５０円
- (2) 令第３８条第１項第２号に掲げる者 ４４，４９０円
- (3) 令第３８条第１項第３号に掲げる者 ４９，５１０円
- (4) 令第３８条第１項第４号に掲げる者 ６２，４３０円
- (5) 令第３８条第１項第５号に掲げる者 ７１，７６０円
- (6) 令第３８条第１項第６号に掲げる者 ８６，１１０円
- (7) 令第３８条第１項第７号に掲げる者 ９３，２８０円
- (8) 令第３８条第１項第８号に掲げる者 １０７，６４０円
- (9) 令第３８条第１項第９号に掲げる者 １２１，９９０円
- (10) 令第３８条第１項第１０号に掲げる者 １３６，３４０円
- (11) 令第３８条第１項第１１号に掲げる者 １５０，６９０円
- (12) 令第３８条第１項第１２号に掲げる者 １６５，０４０円
- (13) 令第３８条第１項第１３号に掲げる者 １７２，２２０円

第４条第２項中「令和３年度から令和５年度までの」を「令和６年度から令和８年度までの各年度における」に、「１９，４４０円」を「２０，４５０円」に改め、同条第３項中「令和３年度から令和５年度までの」を「令和６年度から令和８年度までの各年度における」に、「２７，２１０円」を「３０，１３０円」に改め、同条第４項中「令和３年度から令和５年度までの」を「令和６年度から令和８年度までの各年度における」に、「４５，３６０円」を「４９，１５０円」に改める。

第６条第３項中「第３９条第１項第１号イ」を「第３８条第１項第１号イ」に、「又は第９号ロ」を「、第９号ロ、第１０号ロ、第１１号ロ又は第１２号ロ」に、「第３９条第１項第１号から第９号まで」を「第３８条第１項第１号から第１２号まで」に改める。

第１２条ただし書中「税法第３１７条の２第１項の」を「地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第３１７条の２第１項の」に、「税法第３１７条の２第１項に」を「同項に」に、「税法第３１７条の６第１項」を「同法第３１７条の６第１項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の草加市介護保険条例の規定は、令和 6 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 5 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

草加市介護保険条例の一部を改正する条例の新旧対照表

旧	新
(保険料率)	(保険料率)
第4条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</u>	第4条 <u>令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</u>
(1) <u>令第39条第1項第1号に掲げる者 32,400円</u>	(1) <u>令第38条第1項第1号に掲げる者 32,650円</u>
(2) <u>令第39条第1項第2号に掲げる者 43,410円</u>	(2) <u>令第38条第1項第2号に掲げる者 44,490円</u>
(3) <u>令第39条第1項第3号に掲げる者 48,600円</u>	(3) <u>令第38条第1項第3号に掲げる者 49,510円</u>
(4) <u>令第39条第1項第4号に掲げる者 56,370円</u>	(4) <u>令第38条第1項第4号に掲げる者 62,430円</u>
(5) <u>令第39条第1項第5号に掲げる者 64,800円</u>	(5) <u>令第38条第1項第5号に掲げる者 71,760円</u>
(6) <u>次のいずれかに該当する者 77,760円</u>	(6) <u>令第38条第1項第6号に掲げる者 86,110円</u>
ア <u>地方税法（昭和25年法律第226号。以下「税法」という。）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除し</u>	(7) <u>令第38条第1項第7号に掲げる者 93,280円</u>
	(8) <u>令第38条第1項第8号に掲げる者 107,640円</u>
	(9) <u>令第38条第1項第9号に掲げる者 121,990円</u>
	(10) <u>令第38条第1項第10号に掲げる者 136,340円</u>
	(11) <u>令第38条第1項第11号に掲げる者 150,690円</u>
	(12) <u>令第38条第1項第12号に掲げる者 165,040円</u>
	(13) <u>令第38条第1項第13号に掲げる者 172,220円</u>

て得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において同じ。）が1, 200, 000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。）

(7) 次のいずれかに該当する者 84, 240円

ア 合計所得金額が2, 100, 000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 97, 200円

ア 合計所得金額が3, 200, 000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第10号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 110, 160円

ア 合計所得金額が4,000,000円未満である者であり、
かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 119, 880円

ア 合計所得金額が5,000,000円未満である者であり、
かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(11) 前各号のいずれにも該当しない者 129, 600円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの保険料率は、同号の規定にかかわらず、19, 440円とする。

3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの保険料率は、同号の規定にかかわらず、27, 210円とする。

4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの保険料率は、同号の規定にかかわらず、45, 360円とする。

（賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があつ

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、20, 450円とする。

3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、30, 130円とする。

4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、49, 150円とする。

（賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があつ

た場合)

第6条 条文略

2 条文略

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。）、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割により算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第9号までのいずれかに規定する者として月割により算定した保険料の額の合算額とする。

4 条文略

（保険料に関する申告）

第12条 第1号被保険者は、毎年度4月15日まで（保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から15日以内）に、第1号被保険者本人の所得状況並びに当該者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の市民税の課税者の有無その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、当該被保険者及び当該者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の前年中の所得につき税法第317条の2第1項の申告書（当該被保険者及び当該者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者のすべてが税法第317条の2第1項に規定する給与所

た場合)

第6条 条文略

2 条文略

3 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。）、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割により算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第38条第1項第1号から第12号までのいずれかに規定する者として月割により算定した保険料の額の合算額とする。

4 条文略

（保険料に関する申告）

第12条 第1号被保険者は、毎年度4月15日まで（保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から15日以内）に、第1号被保険者本人の所得状況並びに当該者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の市民税の課税者の有無その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、当該被保険者及び当該者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の前年中の所得につき地方税法（昭和25年法律第226号）第317条の2第1項の申告書（当該被保険者及び当該者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者のすべてが同項に規定

得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者である場合には、税法第317条の6第1項又は第4項の給与支払報告書又は公的年金等支払報告書）が市長に提出されている場合においては、この限りでない。

する給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者である場合には、同法第317条の6第1項又は第4項の給与支払報告書又は公的年金等支払報告書）が市長に提出されている場合においては、この限りでない。

第 2 2 号議案

草加市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

草加市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を
改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

草加市長 瀬 戸 百合子

提 案 理 由

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に伴い、指定居宅介護支援等の事業における介護支援専門員の人員基準の見直し及び管理者の兼務範囲の拡大を行うとともに、身体的拘束等の制限等に係る基準を定める必要を認めた。

これがこの条例案を提出する理由である。

草加市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める
条例の一部を改正する条例

草加市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成 30 年条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 項中「地域包括支援センター」の次に「（以下「地域包括支援センター」という。）」を加える。

第 5 条第 2 項中「利用者の数が 35」を「利用者の数（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第 115 条の 23 第 3 項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援（法第 58 条第 1 項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第 16 条第 30 号において同じ。）を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に 3 分の 1 を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）が 44」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和 34 年 1 月 1 日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第 1 項に規定する員数の基準は、利用者の数が 49 又はその端数を増すごとに 1 とする。

第 6 条第 3 項第 2 号中「同一敷地内にある」を削る。

第 7 条第 2 項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、「、前 6 月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前 6 月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を削り、同条第 8 項を同条第 9 項とし、同条第 7 項各号列記以外の部分中「第 4 項」を「第 5 項」に改め、同項第 1 号中「第

4 項各号」を「第 5 項各号」に改め、同項を同条第 8 項とし、同条第 6 項中「第 4 項第 1 号」を「第 5 項第 1 号」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 5 項を同条第 6 項とし、同条第 4 項中「第 6 項」を「第 8 項」に改め、同項第 2 号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第 35 条第 1 項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前 6 月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前 6 月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

第 16 条第 2 号の次に次の 2 号を加える。

(2)の 2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(2)の 3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第 16 条第 14 号中「主治の医師若しくは歯科医師」を「主治の医師等」に改め、同条第 15 号ア中「、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも 2 月に 1 回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

第16条第30号中「規定に基づき、」の次に「地域包括支援センターの設置者である」を加える。

第25条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第32条第2項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第16条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第35条第1項中「（電子的方式、磁氣的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第25条に1項を加える改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

参 考 資 料

草加市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の新旧対照表

旧	新
(基本方針)	(基本方針)
第3条 条文略	第3条 条文略
2 条文略	2 条文略
3 条文略	3 条文略
4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。)、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。	4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター <u>(以下「地域包括支援センター」という。)</u> 、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。)、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。
5 条文略	5 条文略
6 条文略	6 条文略
(従業者の員数)	(従業者の員数)
第5条 条文略	第5条 条文略

2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数が35又はその端数を増すごとに1とする。

(管理者)

第6条 条文略

2 条文略

3 条文略

(1) 条文略

(2) 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合

2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第16条第30号において同じ。）を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）が44又はその端数を増すごとに1とする。

3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。

(管理者)

第6条 条文略

2 条文略

3 条文略

(1) 条文略

(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指

合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

（内容及び手続の説明及び同意）

第7条 条文略

- 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行い、理解を得なければならない。

定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

（内容及び手続の説明及び同意）

第7条 条文略

- 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、居宅サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうち

3 条文略

4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 条文略

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

5 条文略

6 第4項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

7 指定居宅介護支援事業者は、第4項の規定により第1項に規定

に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

4 条文略

5 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第8項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 条文略

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第35条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

6 条文略

7 第5項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

8 指定居宅介護支援事業者は、第5項の規定により第1項に規定

する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第4項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

(2) 条文略

8 条文略

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第16条 条文略

(1) 条文略

(2) 条文略

(3) 条文略

）

(13) 条文略

(14) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況

する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第5項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

(2) 条文略

9 条文略

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第16条 条文略

(1) 条文略

(2) 条文略

(2)の2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(3) 条文略

）

(13) 条文略

(14) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況

に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

(15) 条文略

ア 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

イ 条文略

(16) 条文略

く く

に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師等又は薬剤師に提供するものとする。

(15) 条文略

ア 少なくとも1月に1回、利用者に面接すること。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であつて、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ 条文略

(16) 条文略

く く

(29) 条文略

(30) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。

(31) 条文略

(揭示)

第25条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

(記録の整備)

第32条 条文略

2 条文略

(1) 条文略

(2) 条文略

(29) 条文略

(30) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。

(31) 条文略

(揭示)

第25条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を揭示しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による揭示に代えることができる。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(記録の整備)

第32条 条文略

2 条文略

(1) 条文略

(2) 条文略

- (3) 第19条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第30条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

3 条文略

(電磁的記録等)

第35条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条（前条において準用する場合を含む。）及び第16条第28号（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 条文略

- (3) 第16条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

- (4) 第19条の規定による市町村への通知に係る記録
- (5) 第29条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 第30条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

3 条文略

(電磁的記録等)

第35条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条（前条において準用する場合を含む。）及び第16条第28号（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 条文略

第 2 3 号議案

草加市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

草加市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

草加市長 瀬 戸 百合子

提 案 理 由

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、指定介護予防支援等の事業における人員基準等を見直すとともに、身体的拘束等の制限等に係る基準を定める必要を認めた。

これがこの条例案を提出する理由である。

草加市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

草加市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第5条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、「（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」を削り、同条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

第6条第1項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」に改め、同条第2項中「前項に規定する」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に改め、同条に次の2項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第1項に規定する管理者とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合
- (2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第7条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、同条第

3 項中「担当職員」の次に「（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。）」を加え、同条第 4 項第 2 号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第 36 条第 1 項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第 13 条に次の 2 項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第 14 条中「前条」を「前条第 1 項」に改める。

第 15 条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、同条第 1 号中「（平成 11 年厚生省令第 36 号）」を削り、同条第 4 号中「規定」の次に「（第 33 条第 29 号の規定を除く。）」を加える。

第 24 条第 1 項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第 2 項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第 31 条第 2 項第 2 号エ中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第 5 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 6 号とし、同項第 4 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 3 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 第 33 条第 2 号の 3 の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（第 33 条第 2 号の 2 及び第 2 号の 3 において「身体的拘束等」という。）の態様及

び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第33条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第33条第16号ア中「及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、当該利用者の居宅を訪問し」を削り、同号ウを同号オとし、同号イ中「訪問しない月」の次に「（イただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）」を加え、同号イを同号エとし、同号アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

第33条に次の1号を加える。

(29) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30

の２第１項の規定により市長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

第３６条第１項中「（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

附 則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。ただし、第２４条に１項を加える改正規定は、令和７年４月１日から施行する。

参 考 資 料

草加市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の新旧対照表

旧	新
(従業者の員数) 第5条 <u>指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならない。</u> (管理者) 第6条 <u>指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。</u> 2 <u>前項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又</u>	(従業者の員数) 第5条 <u>地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならない。</u> 2 <u>指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。</u> (管理者) 第6条 <u>指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）ごとに常勤の管理者を置かなければならない。</u> 2 <u>地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に</u>

は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 条文略

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得

支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第1項に規定する管理者とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 条文略

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、介護予防サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができること

なければならない。

- 3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

4 条文略

(1) 条文略

- (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

5 条文略

〃 〃

8 条文略

(利用料等の受領)

第13条 条文略

等につき説明を行い、理解を得なければならない。

- 3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員(指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。)の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

4 条文略

(1) 条文略

- (2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第36条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

5 条文略

〃 〃

8 条文略

(利用料等の受領)

第13条 条文略

- 2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第14条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前条の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定介護予防支援の業務の委託)

第15条 指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。
- (2) 条文略
- (3) 条文略
- (4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第3条、この章及び次章の規定を遵守するよう措置させなければならないこと。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第14条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前条第1項の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定介護予防支援の業務の委託)

第15条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。
- (2) 条文略
- (3) 条文略
- (4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第3条、この章及び次章の規定（第33条第29号の規定を除く。）を遵守するよう措置させなければならないこと。

(掲示)

第24条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(記録の整備)

第31条 条文略

2 条文略

(1) 条文略

(2) 条文略

ア 条文略

イ 条文略

ウ 条文略

エ 第33条第15号に規定する評価の結果の記録

オ 条文略

(掲示)

第24条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を掲示しなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(記録の整備)

第31条 条文略

2 条文略

(1) 条文略

(2) 条文略

ア 条文略

イ 条文略

ウ 条文略

エ 第33条第15号の規定による評価の結果の記録

オ 条文略

(3) 第33条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(第33条第2号の2及び第2号の3において「身体的拘束等」という。)の態様及び時間、その際の

- (3) 第18条に規定する市への通知に係る記録
- (4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第29条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

3 条文略

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第33条 条文略

- (1) 条文略
- (2) 条文略

(3) 条文略

〽 〽

(16) 条文略

ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、当該利用者の居室を訪問し、当該利用者に面接すること。

利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

- (4) 第18条の規定による市への通知に係る記録
- (5) 第28条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 第29条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

3 条文略

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第33条 条文略

- (1) 条文略
- (2) 条文略

(2)の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(3) 条文略

〽 〽

(16) 条文略

ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回、当該利用者に面接すること。

イ アの規定による面接は、利用者の居室を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であつ

イ 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（介護保険法施行条例第555条に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合に

て、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

エ 利用者の居宅を訪問しない月（ただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（介護保険法施行条例第555条に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する

っては、電話等により当該利用者との連絡を実施すること。

ウ 条文略

(17) 条文略

｝ ｝

(28) 条文略

(電磁的記録等)

第 3 6 条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第 1 0 条（前条において準用する場合を含む。）及び第 3 3 条第 2 6 号（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により当該利用者との連絡を実施すること。

オ 条文略

(17) 条文略

｝ ｝

(28) 条文略

(29) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第 1 1 5 条の 3 0 の 2 第 1 項の規定により市長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

(電磁的記録等)

第 3 6 条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第 1 0 条（前条において準用する場合を含む。）及び第 3 3 条第 2 6 号（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

第 2 4 号議案

草加市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

草加市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

草加市長 瀬 戸 百合子

提 案 理 由

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、指定地域密着型サービスの事業における管理者の兼務範囲を拡大するとともに、身体的拘束等の制限等、協力医療機関との連携強化等に係る基準を定める必要を認めた。

これがこの条例案を提出する理由である。

草加市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

草加市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成２４年条例第３１号）の一部を次のように改正する。

第６条第５項第５号中「第６５条」を「第６５条第１項」に改め、同項中第１１号を削り、第１２号を第１１号とし、同条第６項ただし書中「当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」を「当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」に、「施設」を「敷地」に改める。

第７条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第９条第２項第２号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第２０４条第１項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第２４条中第９号を第１１号とし、第８号を第１０号とし、第７号の次に次の２号を加える。

(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第３４条第１項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第２項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条に次の１項を加える。

３ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第４２条第２項第２号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第４号中「第２６条第１２項」を「第２６条第１１項」に改め、同項第７号中「に規定する」を「の規定

定による」に改め、同号を同項第 8 号とし、同項第 6 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 7 号とし、同項第 5 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 6 号とし、同項第 4 号の次に次の 1 号を加える。

- (5) 第 24 条第 9 号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第 43 条第 2 項中「第 42 条第 2 項第 3 号」を「前条第 2 項第 3 号」に改める。

第 47 条第 4 項中第 11 号を削り、第 12 号を第 11 号とする。

第 48 条ただし書中「同一敷地内の」を削る。

第 51 条中第 7 号を第 9 号とし、第 6 号を第 8 号とし、第 5 号を第 7 号とし、第 4 号の次に次の 2 号を加える。

- (5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- (6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第 58 条第 2 項第 2 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第 5 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 6 号とし、同項第 4 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 3 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

- (3) 第 51 条第 6 号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第 59 条の 4 ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第 59 条の 9 中第 6 号を第 8 号とし、第 5 号を第 7 号とし、第 4 号の次に次の 2 号を加える。

- (5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- (6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第 59 条の 19 第 2 項第 2 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第 6 号

を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第59条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第59条の20の3中「同項第3号」を「同項第4号」に、「第28条」と、同項第4号」を「第28条」と、同項第5号」に改める。

第59条の24第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第59条の30中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- (4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条の37第2項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 第59条の30第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第62条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第65条第2項中「指定介護療養型医療施設」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設」に改める。

第66条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第70条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

- (5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはな

らない。

- (6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第71条第1項中「及び次条」を削る。

第79条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第70条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第82条第6項の表中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第83条第1項ただし書中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を「他の事業所、施設等の職務」に改め、同条第3項中「第112条」の次に「、第193条第3項」を加える。

第92条第5号中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結

果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的
実施すること。

第106条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検
討するための委員会の設置）

第106条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介
護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資す
る取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安
全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための
委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催
しなければならない。

第107条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に
改める。

第111条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模
多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第121条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を
削る。

第125条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加え
る。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定める
に当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければなら
ない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制
を、常時確保していること。

(2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合におい
て診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利
用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長

に届け出なければならない。

- 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第127条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第128条中「及び第104条」を「、第104条及び第106条の2」に改める。

第130条第7項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条に次の1項を加える。

- 11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アの適用については、当該規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

- (1) 第149条において準用する第106条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

- (2) 介護機器を複数種類活用していること。
- (3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。
- (4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第131条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第147条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。

4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第148条第2項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第149条中「及び第102条」を「、第102条及び第106条の2」に改める。

第151条第8項第3号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は介護支援専門員（指

定介護療養型医療施設の場合に限る。）」を削り、同条第12項中「（以下「指定介護予防サービス等基準」という。）」を削る。

第153条第1項第6号中「医療法」の次に「（昭和23年法律第205号）」を加える。

第166条の2中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第167条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第168条第5号及び第6号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第7号中「に規定する」を「の規定による」に、「記録する」を「の記録を行う」に改める。

第173条第1項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるため」に、「協力医療機関」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第173条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。

- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第177条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第178条中「及び第102条」を「、第102条及び第106条の2」に改める。

第188条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するように努めなければならない。

第190条中「第102条」の次に「、第106条の2」を加える。

第192条第7項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第193条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等」を削る。

第198条第1号中「療養上の管理の下で」を「当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を」に改め、同条中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修

を定期的実施すること。

第202条第2項第3号及び第6号から第9号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第203条中「及び第106条」を「、第106条及び第106条の2」に改める。

第204条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第34条に1項を加える改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

（身体的拘束等の適正化に係る経過措置）

- 2 施行日から令和7年3月31日までの間は、改正後の草加市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第92条第7号及び第198条第7号の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

- 3 施行日から令和9年3月31日までの間は、新条例第106条の2（新条例第128条、第149条、第178条、第190条及び第203条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第106条の2中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

（協力医療機関との連携に関する経過措置）

- 4 施行日から令和9年3月31日までの間は、新条例第173条第1項（新条例第190条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

参 考 資 料

草加市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の新旧対照表

旧	新
(従業者の員数)	(従業者の員数)
第6条 条文略	第6条 条文略
2 条文略	2 条文略
〃 〃	〃 〃
5 条文略	5 条文略
(1) 条文略	(1) 条文略
〃 〃	〃 〃
(4) 条文略	(4) 条文略
(5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所（第110条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第47条第4項第5号、第64条第1項、 <u>第65条</u> 、第82条第6項、第83条第3項及び第84条において同じ。）	(5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所（第110条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第47条第4項第5号、第64条第1項、 <u>第65条第1項</u> 、第82条第6項、第83条第3項及び第84条において同じ。）
(6) 条文略	(6) 条文略
〃 〃	〃 〃
(10) 条文略	(10) 条文略
(11) <u>健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第4</u>	

8条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）

(12) 条文略

6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又は同一施設内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。

7 条文略

）

12 条文略

（管理者）

第7条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

（内容及び手続の説明及び同意）

第9条 条文略

2 条文略

(1) 条文略

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方

(11) 条文略

6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。

7 条文略

）

12 条文略

（管理者）

第7条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

（内容及び手続の説明及び同意）

第9条 条文略

2 条文略

(1) 条文略

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その

法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 条文略

｝ ｝

6 条文略

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針)

第24条 条文略

(1) 条文略

｝ ｝

(7) 条文略

(8) 条文略

(9) 条文略

(揭示)

第34条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定

他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第204条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 条文略

｝ ｝

6 条文略

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針)

第24条 条文略

(1) 条文略

｝ ｝

(7) 条文略

(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(10) 条文略

(11) 条文略

(揭示)

第34条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(記録の整備)

第42条 条文略

2 条文略

- (1) 条文略
- (2) 第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 条文略
- (4) 第26条第12項に規定する訪問看護報告書

(5) 第28条に規定する市への通知に係る記録

(6) 第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を掲示しなければならない。

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(記録の整備)

第42条 条文略

2 条文略

- (1) 条文略
- (2) 第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 条文略
- (4) 第26条第11項に規定する訪問看護報告書
- (5) 第24条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (6) 第28条の規定による市への通知に係る記録
- (7) 第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(7) 第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

3 条文略

(適用除外)

第43条 条文略

2 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者については、第25条、第26条第4項（同条第9項において準用する場合を含む。）、第5項（同条第9項において準用する場合を含む。）及び第10項から第12項まで並びに第42条第2項第3号及び第4号の規定は適用しない。

(訪問介護員等の員数)

第47条 条文略

2 条文略

）

4 条文略

(1) 条文略

）

(10) 条文略

(11) 指定介護療養型医療施設

(12) 条文略

5 条文略

）

7 条文略

(管理者)

第48条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問

(8) 第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

3 条文略

(適用除外)

第43条 条文略

2 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者については、第25条、第26条第4項（同条第9項において準用する場合を含む。）、第5項（同条第9項において準用する場合を含む。）及び第10項から第12項まで並びに前条第2項第3号及び第4号の規定は適用しない。

(訪問介護員等の員数)

第47条 条文略

2 条文略

）

4 条文略

(1) 条文略

）

(10) 条文略

(11) 条文略

5 条文略

）

7 条文略

(管理者)

第48条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問

介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は同一敷地内の他の事業所、施設等（当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該同一敷地内の他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。）の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等基準に規定する指定訪問介護事業者をいう。）の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができる。

（指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針）

第51条 条文略

(1) 条文略

）

(4) 条文略

(5) 条文略

）

介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は他の事業所、施設等（当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。）の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等基準に規定する指定訪問介護事業者をいう。）の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができる。

（指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針）

第51条 条文略

(1) 条文略

）

(4) 条文略

(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(7) 条文略

）

(7) 条文略

(記録の整備)

第58条 条文略

2 条文略

(1) 条文略

(2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

3 条文略

(管理者)

第59条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

(9) 条文略

(記録の整備)

第58条 条文略

2 条文略

(1) 条文略

(2) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第51条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

3 条文略

(管理者)

第59条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第 5 9 条の 9 条文略

(1) 条文略

）

(4) 条文略

(5) 条文略

(6) 条文略

(記録の整備)

第 5 9 条の 1 9 条文略

2 条文略

(1) 条文略

(2) 次条において準用する第 2 0 条第 2 項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第 2 8 条に規定する市への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第 3 8 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録

第 5 9 条の 9 条文略

(1) 条文略

）

(4) 条文略

(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(7) 条文略

(8) 条文略

(記録の整備)

第 5 9 条の 1 9 条文略

2 条文略

(1) 条文略

(2) 次条において準用する第 2 0 条第 2 項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第 5 9 条の 9 第 6 号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第 2 8 条の規定による市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第 3 8 条第 2 項の規定による苦情の内容等の記録

(5) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(6) 条文略

3 条文略

(準用)

第59条の20の3 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条の2、第41条、第53条、第59条の2、第59条の4及び第59条の5第4項並びに前節(第59条の20を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第59条の12に規定する運営規程をいう。第34条第1項において同じ。)」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。)」と、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の5第4項中「前項ただし書の場合(指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第59条の9第4号、第59条の1

(6) 前条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) 条文略

3 条文略

(準用)

第59条の20の3 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条の2、第41条、第53条、第59条の2、第59条の4及び第59条の5第4項並びに前節(第59条の20を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第59条の12に規定する運営規程をいう。第34条第1項において同じ。)」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。)」と、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の5第4項中「前項ただし書の場合(指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第59条の9第4号、第59条の1

0第7項、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の19第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」と、同項第4号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。

(管理者)

第59条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 条文略

3 条文略

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第59条の30 条文略

(1) 条文略

(2) 条文略

0第7項、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の19第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第4号中「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」と、同項第5号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。

(管理者)

第59条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 条文略

3 条文略

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第59条の30 条文略

(1) 条文略

(2) 条文略

(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、そ

(3) 条文略

｝ ｝

(5) 条文略

(記録の整備)

第 5 9 条の 3 7 条文略

2 条文略

(1) 条文略

(2) 条文略

(3) 次条において準用する第 2 0 条第 2 項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 次条において準用する第 2 8 条に規定する市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第 3 8 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第 5 9 条の 1 8 第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) 条文略

3 条文略

(管理者)

第 6 2 条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単

の際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(5) 条文略

｝ ｝

(7) 条文略

(記録の整備)

第 5 9 条の 3 7 条文略

2 条文略

(1) 条文略

(2) 条文略

(3) 次条において準用する第 2 0 条第 2 項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第 5 9 条の 3 0 第 4 号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 次条において準用する第 2 8 条の規定による市への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第 3 8 条第 2 項の規定による苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第 5 9 条の 1 8 第 2 項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) 条文略

3 条文略

(管理者)

第 6 2 条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単

独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

2 条文略

(利用定員等)

第65条 条文略

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは指定介護療養型医療施設の運営（第82条第7項、第110条第9項及び第192条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。

独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

2 条文略

(利用定員等)

第65条 条文略

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の運営（第82条第7項、第110条第9項及び第192条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第66条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとするほか、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することができるものとする。

2 条文略

(指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

第70条 条文略

(1) 条文略

⌋ ⌋

(4) 条文略

(5) 条文略

(6) 条文略

(管理者)

第66条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとするほか、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、他の本体事業所等の職務に従事することができるものとする。

2 条文略

(指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

第70条 条文略

(1) 条文略

⌋ ⌋

(4) 条文略

(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(7) 条文略

(8) 条文略

（認知症対応型通所介護計画の作成）

第 7 1 条 指定認知症対応型通所介護事業所（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）の管理者（第 6 2 条又は第 6 6 条の管理者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成しなければならない。

2 条文略

）

7 条文略

（記録の整備）

第 7 9 条 条文略

2 条文略

(1) 条文略

(2) 次条において準用する第 2 0 条第 2 項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第 2 8 条に規定する市への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第 3 8 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録

（認知症対応型通所介護計画の作成）

第 7 1 条 指定認知症対応型通所介護事業所（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）の管理者（第 6 2 条又は第 6 6 条の管理者をいう。以下この条において同じ。）は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成しなければならない。

2 条文略

）

7 条文略

（記録の整備）

第 7 9 条 条文略

2 条文略

(1) 条文略

(2) 次条において準用する第 2 0 条第 2 項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第 7 0 条第 6 号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第 2 8 条の規定による市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第 3 8 条第 2 項の規定による苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第59条の18第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(6) 条文略

3 条文略

(従業者の員数等)

第82条 条文略

2 条文略

）

6 条文略

略	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、 <u>指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）</u> 又は介護医療院	略
略	略	略

7 条文略

）

13 条文略

(管理者)

第83条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理

(6) 次条において準用する第59条の18第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) 条文略

3 条文略

(従業者の員数等)

第82条 条文略

2 条文略

）

6 条文略

略	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院	略
略	略	略

7 条文略

）

13 条文略

(管理者)

第83条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理

者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）に従事することができる。

2 条文略

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第194条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第111条第3項、第112条及び第194条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、指定地域密着型サービス基準第64条第3項に規定する厚生労働大臣が定める

者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

2 条文略

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第194条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第111条第3項、第112条、第193条第3項及び第194条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、指定地域密着型サービス基準第64条第3項に規定する厚

研修を修了しているものでなければならない。

(指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第92条 条文略

(1) 条文略

〽 〽

(4) 条文略

(5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(6) 条文略

(7) 条文略

(8) 条文略

第106条 条文略

生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第92条 条文略

(1) 条文略

〽 〽

(4) 条文略

(5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 条文略

(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(8) 条文略

(9) 条文略

第106条 条文略

(記録の整備)

第107条 条文略

2 条文略

- (1) 条文略
- (2) 条文略
- (3) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (4) 第92条第6号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (5) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録
- (6) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (7) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第106条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催しなければならない。

(記録の整備)

第107条 条文略

2 条文略

- (1) 条文略
- (2) 条文略
- (3) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (4) 第92条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (5) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録
- (6) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (7) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の

況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) 条文略

3 条文略

(管理者)

第111条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができる。

2 条文略

3 条文略

(管理者による管理)

第121条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第125条 条文略

状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) 条文略

3 条文略

(管理者)

第111条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

2 条文略

3 条文略

(管理者による管理)

第121条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第125条 条文略

- 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。
 - (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - (2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。
- 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機

2 条文略

3 条文略

(記録の整備)

第127条 条文略

2 条文略

(1) 条文略

(2) 第115条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第117条第6項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) 条文略

3 条文略

(準用)

第128条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、

関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

7 条文略

8 条文略

(記録の整備)

第127条 条文略

2 条文略

(1) 条文略

(2) 第115条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第117条第6項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) 条文略

3 条文略

(準用)

第128条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、

第28条、第32条の2、第34条から第36条まで、第38条、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで、第99条、第102条及び第104条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第122条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第102条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第130条 条文略

2 条文略

〽 〽

7 条文略

(1) 条文略

(2) 病院 介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限

第28条、第32条の2、第34条から第36条まで、第38条、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで、第99条、第102条、第104条及び第106条の2の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第122条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第102条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第130条 条文略

2 条文略

〽 〽

7 条文略

(1) 条文略

る。)

(3) 条文略

8 条文略

⌋ ⌋

10 条文略

(2) 条文略

8 条文略

⌋ ⌋

10 条文略

11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アの適用については、当該規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 第149条において準用する第106条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負

(管理者)

第131条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができる。

(協力医療機関等)

第147条 条文略

担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

(管理者)

第131条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等若しくは本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができる。

(協力医療機関等)

第147条 条文略

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出

2 条文略

(記録の整備)

第148条 条文略

2 条文略

(1) 条文略

(2) 第136条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第138条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第146条第3項に規定する結果等の記録

(5) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係

なければならない。

4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

7 条文略

(記録の整備)

第148条 条文略

2 条文略

(1) 条文略

(2) 第136条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第138条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第146条第3項の規定による結果等の記録

(5) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係

る記録

(6) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) 条文略

3 条文略

(準用)

第149条 第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで、第99条及び第102条の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と読み替えるものとする。

第151条 条文略

係る記録

(6) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) 条文略

3 条文略

(準用)

第149条 第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで、第99条、第102条及び第106条の2の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と読み替えるものとする。

第151条 条文略

2 条文略

）

8 条文略

(1) 条文略

(2) 条文略

(3) 病院 栄養士若しくは管理栄養士（病床数 1 0 0 以上の病院の場合に限る。）又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）

(4) 条文略

9 条文略

）

11 条文略

12 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定短期入所生活介護事業所又は埼玉県が定める指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（以下「指定介護予防サービス等基準」という。）に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

13 条文略

）

2 条文略

）

8 条文略

(1) 条文略

(2) 条文略

(3) 病院 栄養士又は管理栄養士（病床数 1 0 0 以上の病院の場合に限る。）

(4) 条文略

9 条文略

）

11 条文略

12 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定短期入所生活介護事業所又は埼玉県が定める指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

13 条文略

）

17 条文略

(設備)

第153条 条文略

(1) 条文略

〽 〽

(5) 条文略

(6) 医務室 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りる。

(7) 条文略

〽 〽

(9) 条文略

2 条文略

3 条文略

(緊急時等の対応)

第166条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第151条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければ

17 条文略

(設備)

第153条 条文略

(1) 条文略

〽 〽

(5) 条文略

(6) 医務室 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りる。

(7) 条文略

〽 〽

(9) 条文略

2 条文略

3 条文略

(緊急時等の対応)

第166条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第151条第1項第1号に掲げる医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携

ならない。

(管理者による管理)

第167条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等又は本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）に従事することができる。

(計画担当介護支援専門員の責務)

第168条 条文略

(1) 条文略

⌋ ⌋

(4) 条文略

(5) 第158条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

(6) 第178条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等を記録すること。

(7) 第176条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。

方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

(管理者による管理)

第167条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、他の事業所、施設等又は本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）に従事することができる。

(計画担当介護支援専門員の責務)

第168条 条文略

(1) 条文略

⌋ ⌋

(4) 条文略

(5) 第158条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録を行うこと。

(6) 第178条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録を行うこと。

(7) 第176条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録を行うこと。

(協力医療機関等)

第173条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

(協力医療機関等)

第173条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

(3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療

2 条文略

(記録の整備)

第177条 条文略

2 条文略

(1) 条文略

(2) 第156条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第158条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 前条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) 条文略

3 条文略

機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

6 条文略

(記録の整備)

第177条 条文略

2 条文略

(1) 条文略

(2) 第156条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第158条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 前条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) 条文略

3 条文略

(準用)

第178条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第59条の11、第59条の17第1項から第4項まで及び第102条の規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第169条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

(勤務体制の確保等)

第188条 条文略

2 条文略

〃 〃

4 条文略

(準用)

第178条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第59条の11、第59条の17第1項から第4項まで、第102条及び第106条の2の規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第169条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

(勤務体制の確保等)

第188条 条文略

2 条文略

〃 〃

4 条文略

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニ

5 条文略

(準用)

第190条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第59条の11、第59条の17第1項から第4項まで、第102条、第154条から第156条まで、第159条、第162条、第164条から第168条まで及び第172条から第177条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第187条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第168条中「第159条」とあるのは「第190条において準用する第159条」と、同条第5号中「第1

ット型施設の管理等に係る研修を受講するように努めなければならない。

6 条文略

(準用)

第190条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第59条の11、第59条の17第1項から第4項まで、第102条、第106条の2、第154条から第156条まで、第159条、第162条、第164条から第168条まで及び第172条から第177条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第187条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第168条中「第159条」とあるのは「第190条において準用する第159条」と、同条

５８条第５項」とあるのは「第１８３条第７項」と、同条第６号中「第１７８条」とあるのは「第１９０条」と、同条第７号中「第１７６条第３項」とあるのは「第１９０条において準用する第１７６条第３項」と、第１７７条第２項第２号中「第１５６条第２項」とあるのは「第１９０条において準用する第１５６条第２項」と、同項第３号中「第１５８条第５項」とあるのは「第１８３条第７項」と、同項第４号及び第５号中「次条」とあるのは「第１９０条」と、同項第６号中「前条第３項」とあるのは「第１９０条において準用する前条第３項」と、同項第７号中「次条」とあるのは「第１９０条」と読み替えるものとする。

（従業者の員数等）

第１９２条 条文略

２ 条文略

）

７ 条文略

（１） 条文略

）

（３） 条文略

（４） 指定介護療養型医療施設（医療法第７条第２項第４号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）

（５） 条文略

８ 条文略

）

１４ 条文略

（管理者）

第５号中「第１５８条第５項」とあるのは「第１８３条第７項」と、同条第６号中「第１７８条」とあるのは「第１９０条」と、同条第７号中「第１７６条第３項」とあるのは「第１９０条において準用する第１７６条第３項」と、第１７７条第２項第２号中「第１５６条第２項」とあるのは「第１９０条において準用する第１５６条第２項」と、同項第３号中「第１５８条第５項」とあるのは「第１８３条第７項」と、同項第４号及び第５号中「次条」とあるのは「第１９０条」と、同項第６号中「前条第３項」とあるのは「第１９０条において準用する前条第３項」と、同項第７号中「次条」とあるのは「第１９０条」と読み替えるものとする。

（従業者の員数等）

第１９２条 条文略

２ 条文略

）

７ 条文略

（１） 条文略

）

（３） 条文略

（４） 条文略

８ 条文略

）

１４ 条文略

（管理者）

第193条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

2 条文略

3 条文略

(指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第198条 条文略

(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、療養上の管理の下で妥当適切に行うものとする。

(2) 条文略

〽 〽

(6) 条文略

第193条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

2 条文略

3 条文略

(指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第198条 条文略

(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を妥当適切に行うものとする。

(2) 条文略

〽 〽

(6) 条文略

(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(7) 条文略

）

(11) 条文略

(記録の整備)

第 2 0 2 条 条文略

2 条文略

(1) 条文略

(2) 条文略

(3) 第 1 9 8 条第 6 号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 条文略

(5) 条文略

(6) 次条において準用する第 2 0 条第 2 項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(7) 次条において準用する第 2 8 条に規定する市への通知に係る記録

(8) 次条において準用する第 3 8 条第 2 項に規定する苦情の内

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）

を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(8) 条文略

）

(12) 条文略

(記録の整備)

第 2 0 2 条 条文略

2 条文略

(1) 条文略

(2) 条文略

(3) 第 1 9 8 条第 6 号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 条文略

(5) 条文略

(6) 次条において準用する第 2 0 条第 2 項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(7) 次条において準用する第 2 8 条の規定による市への通知に係る記録

(8) 次条において準用する第 3 8 条第 2 項の規定による苦情の内

容等の記録

(9) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(10) 条文略

3 条文略

(準用)

第203条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の17、第87条から第90条まで、第93条から第95条まで、第97条、第98条、第100条から第104条まで及び第106条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第203条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び

内容等の記録

(9) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(10) 条文略

3 条文略

(準用)

第203条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の17、第87条から第90条まで、第93条から第95条まで、第97条、第98条、第100条から第104条まで、第106条及び第106条の2の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第203条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは

宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第87条中「第82条第12項」とあるのは「第192条第13項」と、第89条及び第97条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第106条中「第82条第6項」とあるのは「第192条第7項各号」と読み替えるものとする。

(電磁的記録等)

第204条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第12条第1項(第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第178条、第190条及び前条において準用する場合を含む。)、第115条第1項、第136条第1項及び第156条第1項(第190条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 条文略

は「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第87条中「第82条第12項」とあるのは「第192条第13項」と、第89条及び第97条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第106条中「第82条第6項」とあるのは「第192条第7項各号」と読み替えるものとする。

(電磁的記録等)

第204条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第12条第1項(第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第178条、第190条及び前条において準用する場合を含む。)、第115条第1項、第136条第1項及び第156条第1項(第190条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 条文略

第 25 号議案

草加市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに
指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の
方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

草加市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密
着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定め
る条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 6 年 2 月 21 日提出

草加市長 瀬戸 百合子

提 案 理 由

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、指定地域密着型介護予防サービスの事業における管理者の兼務範囲を拡大するとともに、身体的拘束等の制限等、協力医療機関との連携強化等に係る基準を定める必要を認めた。

これがこの条例案を提出する理由である。

草加市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに
指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の
方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

草加市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第9条第2項中「指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44条第6項において同じ。）」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第8条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設」に、「同条第7項」を「第44条第7項」に改める。

第10条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第11条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第91条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第32条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第40条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2

号の次に次の１号を加える。

- (3) 第４２条第１１号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第４２条第１４号中「第１２号」を「第１４号」に改め、同号を同条第１６号とし、同条中第１３号を第１５号とし、第１０号から第１２号までを２号ずつ繰り下げ、第９号の次に次の２号を加える。

- (10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- (11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第４４条第６項の表中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和２３年法律第２０５号）第７条第２項第４号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第４５条第１項ただし書中「当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第６項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（草加市指定地域密着型サービス基準条例第６条第１項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（草加市指定地域密着型サービス基準条例第６条第１項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（草加市指定地域密着型サービス基準条例第４７条第１項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。以下同じ。）、指定訪問介護事業者（埼玉県が定める指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（以下「指定居宅サービス等基準」という。）に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第１１５条の４５第１項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同

項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を「他の事業所、施設等の職務」に改める。

第53条第1項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第63条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第63条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第64条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第72条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第79条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第83条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなけ

ればならない。

- (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - (2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。
 - 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
 - 5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
 - 6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第85条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第86条中「及び第61条」を「、第61条及び第63条の2」に改める。

第91条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第 32 条に 1 項を加える改正規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（身体的拘束等の適正化に係る経過措置）

- 2 施行日から令和 7 年 3 月 31 日までの間は、改正後の草加市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第 53 条第 3 項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

- 3 施行日から令和 9 年 3 月 31 日までの間は、新条例第 63 条の 2（新条例第 86 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第 63 条の 2 中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

参 考 資 料

草加市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の新旧対照表

旧	新
(管理者) 第6条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができる。 2 条文略 (利用定員等) 第9条 条文略 2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。）、指定地域密着型サービス（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介	(管理者) 第6条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。 2 条文略 (利用定員等) 第9条 条文略 2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。）、指定地域密着型サービス（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介

護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。）、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。）若しくは指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44条第6項において同じ。）の運営（同条第7項及び第71条第9項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。

（管理者）

第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとするほか、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することができるものとする。

2 条文略

護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。）、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。）若しくは健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第8条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の運営（第44条第7項及び第71条第9項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。

（管理者）

第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとするほか、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、他の本体事業所等の職務に従事することができるものとする。

2 条文略

(内容及び手続の説明及び同意)

第11条 条文略

2 条文略

(1) 条文略

- (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 条文略

｝ ｝

6 条文略

(揭示)

第32条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

(内容及び手続の説明及び同意)

第11条 条文略

2 条文略

(1) 条文略

- (2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第91条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 条文略

｝ ｝

6 条文略

(揭示)

第32条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を揭示しなければならない。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による揭示に代えることができる。

(記録の整備)

第40条 条文略

2 条文略

(1) 条文略

(2) 第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第24条に規定する市への通知に係る記録

(4) 第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(6) 条文略

3 条文略

(指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

第42条 条文略

(1) 条文略

⌋ ⌋

(9) 条文略

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(記録の整備)

第40条 条文略

2 条文略

(1) 条文略

(2) 第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第42条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第24条の規定による市への通知に係る記録

(5) 第36条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 第37条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) 条文略

3 条文略

(指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

第42条 条文略

(1) 条文略

⌋ ⌋

(9) 条文略

(10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊

(10) 条文略

｝ ｝

(13) 条文略

(14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する介護予防
認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。

(従業者の員数等)

第44条 条文略

2 条文略

｝ ｝

6 条文略

略	指定認知症対応型共同生活介護事業所、 指定地域密着型特定施設、指定地域密着 型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉 施設、介護老人保健施設、 <u>指定介護療養 型医療施設（医療法（昭和23年法律第 205号）第7条第2項第4号に規定す る療養病床を有する診療所であるもの に限る。）又は介護医療院</u>	略
略	略	略

急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならな
い。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、そ
の際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記
録しなければならない。

(12) 条文略

｝ ｝

(15) 条文略

(16) 第1号から第14号までの規定は、前号に規定する介護予防
認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。

(従業者の員数等)

第44条 条文略

2 条文略

｝ ｝

6 条文略

略	指定認知症対応型共同生活介護事業所、 指定地域密着型特定施設、指定地域密着 型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉 施設、介護老人保健施設又は介護医療院	略
略	略	略

7 条文略

）

13 条文略

(管理者)

第45条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（草加市指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（草加市指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（草加市指定地域密着型サービス基準条例第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。以下同じ。）、指定訪問介護事業者（埼玉県が定める指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（以下「指定居宅サービス等基準」という。）に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同

7 条文略

）

13 条文略

(管理者)

第45条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

じ。）又は指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）に従事することができる。

2 条文略

3 条文略

（身体的拘束等の禁止）

第53条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2 条文略

第63条 条文略

2 条文略

3 条文略

（身体的拘束等の禁止）

第53条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

2 条文略

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第63条 条文略

(記録の整備)

第64条 条文略

2 条文略

- (1) 条文略
- (2) 条文略
- (3) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (4) 第53条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (5) 次条において準用する第24条に規定する市への通知に係る記録
- (6) 次条において準用する第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (7) 次条において準用する第37条第2項に規定する事故の状

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第63条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催しなければならない。

(記録の整備)

第64条 条文略

2 条文略

- (1) 条文略
- (2) 条文略
- (3) 次条において準用する第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (4) 第53条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (5) 次条において準用する第24条の規定による市への通知に係る記録
- (6) 次条において準用する第36条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (7) 次条において準用する第37条第2項の規定による事故の状

況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) 条文略

3 条文略

(管理者)

第72条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができる。

2 条文略

3 条文略

(管理者による管理)

第79条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービス（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第83条 条文略

状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) 条文略

3 条文略

(管理者)

第72条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

2 条文略

3 条文略

(管理者による管理)

第79条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービス（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第83条 条文略

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定

に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状

2 条文略

3 条文略

(記録の整備)

第85条 条文略

2 条文略

(1) 条文略

(2) 第76条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第78条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第24条に規定する市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) 条文略

3 条文略

(準用)

第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条、第28条の2、第31条から第34条まで、

が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

7 条文略

8 条文略

(記録の整備)

第85条 条文略

2 条文略

(1) 条文略

(2) 第76条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第78条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第24条の規定による市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第36条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第37条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) 条文略

3 条文略

(準用)

第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条、第28条の2、第31条から第34条まで、

第36条から第39条まで（第37条第4項及び第39条第5項を除く。）、第56条、第59条及び第61条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第80条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

（電磁的記録等）

第91条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第14条第1項（第65条及び第86条において準用する場合を含む。）及び第76条第1

第36条から第39条まで（第37条第4項及び第39条第5項を除く。）、第56条、第59条、第61条及び第63条の2の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第80条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

（電磁的記録等）

第91条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第14条第1項（第65条及び第86条において準用する場合を含む。）及び第76条第1

項並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 条文略

項並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 条文略

第 2 6 号議案

草加市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

草加市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

草加市長 瀬 戸 百合子

提 案 理 由

にぎわいの創出に向けた道路空間の利活用の需要が多様化していることに鑑み、道路法施行令第7条第8号に掲げる施設及び同条第12号に掲げる器具の占用料を定める必要を認めた。

これがこの条例案を提出する理由である。

草加市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

草加市道路占用料徴収条例（昭和３７年条例第３５号）の一部を次のように改正する。
別表に次のように加える。

令第 7 条 第 8 号に 掲げる施 設	トンネルの上又は高架の道路の路面 下（当該路面下の地下を除く。）に 設けるもの		占用面積 1 平方 メートルにつき 1 年	A に 0 . 0 0 8 を乗じて得た額
	上空に設けるもの			A に 0 . 0 1 7 を乗じて得た額
	地下（トン ネルの上の 地 下 を 除 く。）に設 けるもの	階数が 1 のもの		A に 0 . 0 0 4 を乗じて得た額
		階数が 2 のもの		A に 0 . 0 0 6 を乗じて得た額
		階数が 3 以上のもの		A に 0 . 0 0 7 を乗じて得た額
	その他のもの			A に 0 . 0 2 5 を乗じて得た額
令第 7 条第 1 2 号に掲げる器具			A に 0 . 0 2 5 を乗じて得た額	

附 則

この条例は、令和６年６月１日から施行する。

参 考 資 料

草加市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の新旧対照表

旧			新			
別表（第3条関係）			別表（第3条関係）			
占用物件	単位	占用料（円）	占用物件	単位	占用料（円）	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	
略	略	略	略	略	略	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	
備考 略			令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの 上空に設けるもの 地下（トンネルの上の地下を除く） 階数が1のもの 階数が2のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	$\frac{A}{1000} \times 0.008$ $\frac{A}{1000} \times 0.017$ $\frac{A}{1000} \times 0.004$ $\frac{A}{1000} \times 0.006$

	<u>く。)</u>	<u>階数が3以</u>		<u>Aに0.007</u>
	<u>に設け</u>	<u>上のもの</u>		<u>を乗じて得た額</u>
	<u>るもの</u>			
	<u>その他のもの</u>			<u>Aに0.025</u>
	<u>令第7条第12号に掲げる器</u>			<u>を乗じて得た額</u>
	<u>具</u>			<u>Aに0.025</u>
				<u>を乗じて得た額</u>

備考 略

第 27 号議案

草加市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

草加市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 6 年 2 月 21 日提出

草加市長 瀬戸 百合子

提 案 理 由

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律等の一部改正に伴い、条文の
所要の整備を行う必要を認めた。

これがこの条例案を提出する理由である。

草加市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

草加市市営住宅設置及び管理条例（平成９年条例第２８号）の一部を次のように改正する。

第６条第２項第８号ア中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改め、同号イ中「第１０条第１項」の次に「又は第１０条の２」を、「において」の次に「これらの規定を」を加え、同号ウ中「売春防止法（昭和３１年法律第１１８号）第３４条第１項に規定する婦人相談所等」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和４年法律第５２号）第９条第１項に規定する女性相談支援センター」に改める。

附 則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

草加市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の新旧対照表

旧	新
(入居者の資格) 第6条 条文略 2 条文略 (1) 条文略 ⋮ (8) 条文略 ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の一時保護、配偶者暴力防止等法第5条(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の<u>婦人保護施設</u>における保護又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第23条第1項の母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して5年を経過していない者 イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの	(入居者の資格) 第6条 条文略 2 条文略 (1) 条文略 ⋮ (8) 条文略 ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の一時保護、配偶者暴力防止等法第5条(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の<u>女性自立支援施設</u>における保護又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第23条第1項の母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して5年を経過していない者 イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2(配偶者暴力防止等法第28条の2において<u>これらの規定を</u>準用する場合を含む。)の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

ウ 売春防止法（昭和 3 1 年法律第 1 1 8 号）第 3 4 条第 1 項
に規定する婦人相談所等による配偶者からの暴力の被害者
の保護に関する証明書その他配偶者暴力対応機関等の発行
するこれに準ずる確認書等が発行されている者

3 条文略

4 条文略

ウ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和 4 年
法律第 5 2 号）第 9 条第 1 項に規定する女性相談支援センタ
ーによる配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書
その他配偶者暴力対応機関等の発行するこれに準ずる確認
書等が発行されている者

3 条文略

4 条文略

第 28 号議案

草加市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

草加市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 6 年 2 月 21 日提出

草加市長 瀬戸 百合子

提 案 理 由

水道法の一部改正に伴い、条文の所要の整備を行う必要を認めた。
これがこの条例案を提出する理由である。

草加市水道事業給水条例の一部を改正する条例

草加市水道事業給水条例（昭和 6 1 年条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 1 条第 2 項ただし書中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

参 考 資 料

草加市水道事業給水条例の一部を改正する条例の新旧対照表

旧	新
(給水装置の基準違反に対する措置) 第 2 1 条 条文略 2 市長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第 1 6 条の 2 第 3 項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。	(給水装置の基準違反に対する措置) 第 2 1 条 条文略 2 市長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第 1 6 条の 2 第 3 項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

第 29 号議案

草加市西棟改修工事（機械設備工事）請負契約の変更契約の締結について

令和 4 年 12 月 15 日請負契約を締結した草加市西棟改修工事（機械設備工事）について、次のとおり変更契約を締結したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 1 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 契約の目的 | 草加市西棟改修工事（機械設備工事） |
| 2 | 原契約の金額 | 183,700,000 円
〔うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〕
16,700,000 円 |
| 3 | 変更契約の金額 | 180,510,000 円
〔うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〕
16,410,000 円 |
| 4 | 変更による減額 | 3,190,000 円
〔うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〕
290,000 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 竹内セントラル・正木設備特定建設工事共同企業体
代表構成員 埼玉県草加市氷川町 2112 番地 6
竹内セントラル株式会社
代表取締役 前田 富夫
構成員 埼玉県草加市栄町三丁目 9 番 30 号
正木設備株式会社
代表取締役 正木 薫 |

令和 6 年 2 月 21 日提出

草加市長 瀬戸 百合子

提 案 理 由

草加市西棟改修工事（機械設備工事）について、工事着手後の軽微な設計変更により工事費に減額が生じるため、請負契約の変更契約を締結する必要を認めた。

これがこの議案を提出する理由である。

参 考 資 料

見 積 結 果 表

工 事 名 草加市西棟改修工事（機械設備工事）

見 積 日 令和6年1月29日

（単位 円）

見 積 業 者 名	見 積 金 額
竹内セントラル・正木設備特定建設工事共同企業体	164,100,000

第 30 号議案

草加市西棟改修工事（電気設備工事）請負契約の変更契約の締結について

令和 5 年 4 月 27 日請負契約を締結した草加市西棟改修工事(電気設備工事)について、次のとおり変更契約を締結したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 1 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

- | | | |
|---|---------------|---|
| 1 | 契 約 の 目 的 | 草加市西棟改修工事（電気設備工事） |
| 2 | 原 契 約 の 金 額 | 208,890,000 円
<u> うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 </u>
18,990,000 円 |
| 3 | 変 更 契 約 の 金 額 | 224,855,016 円
<u> うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 </u>
20,441,365 円 |
| 4 | 変 更 に よ る 増 額 | 15,965,016 円
<u> うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 </u>
1,451,365 円 |
| 5 | 契 約 の 相 手 方 | 埼玉県草加市金明町 734 番地 3 アンザイビル 2 階
株式会社進誠 草加営業所
所長 坂 田 将 大 |

令和 6 年 2 月 21 日提出

草加市長 瀬 戸 百合子

提 案 理 由

草加市西棟改修工事（電気設備工事）について、工事着手後、急激なインフレーションにより物価水準及び賃金水準の変動が生じたことにより、工事に対する物価、労務単価等の変動の精算が必要となることから、工事費に増額が生じるため、請負契約の変更契約を締結する必要を認めた。

これがこの議案を提出する理由である。

参 考 資 料

見 積 結 果 表

工 事 名 草加市西棟改修工事（電気設備工事）

見 積 日 令和6年1月29日

（単位 円）

見 積 業 者 名	見 積 金 額
株式会社進誠 草加営業所	204,413,651

第 3 1 号議案

公の施設の区域外設置に関する協議について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 3 第 1 項の規定により、次のとおり足立区の公の施設を草加市の区域内に設置することについて協議するため、同条第 3 項の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

草加市長 瀬 戸 百合子

- 1 施設名称 足立区立毛長公園
- 2 設置場所 草加市瀬崎四丁目 2 0 番地先
- 3 設置目的 住民の福祉向上のため
- 4 施設使用 公園での行為の制限、罰則、占用等の必要な事項は足立区立公園条例に基づき実施する。
- 5 経費負担 施設整備及び維持管理に要する費用は足立区が負担する。

提 案 理 由

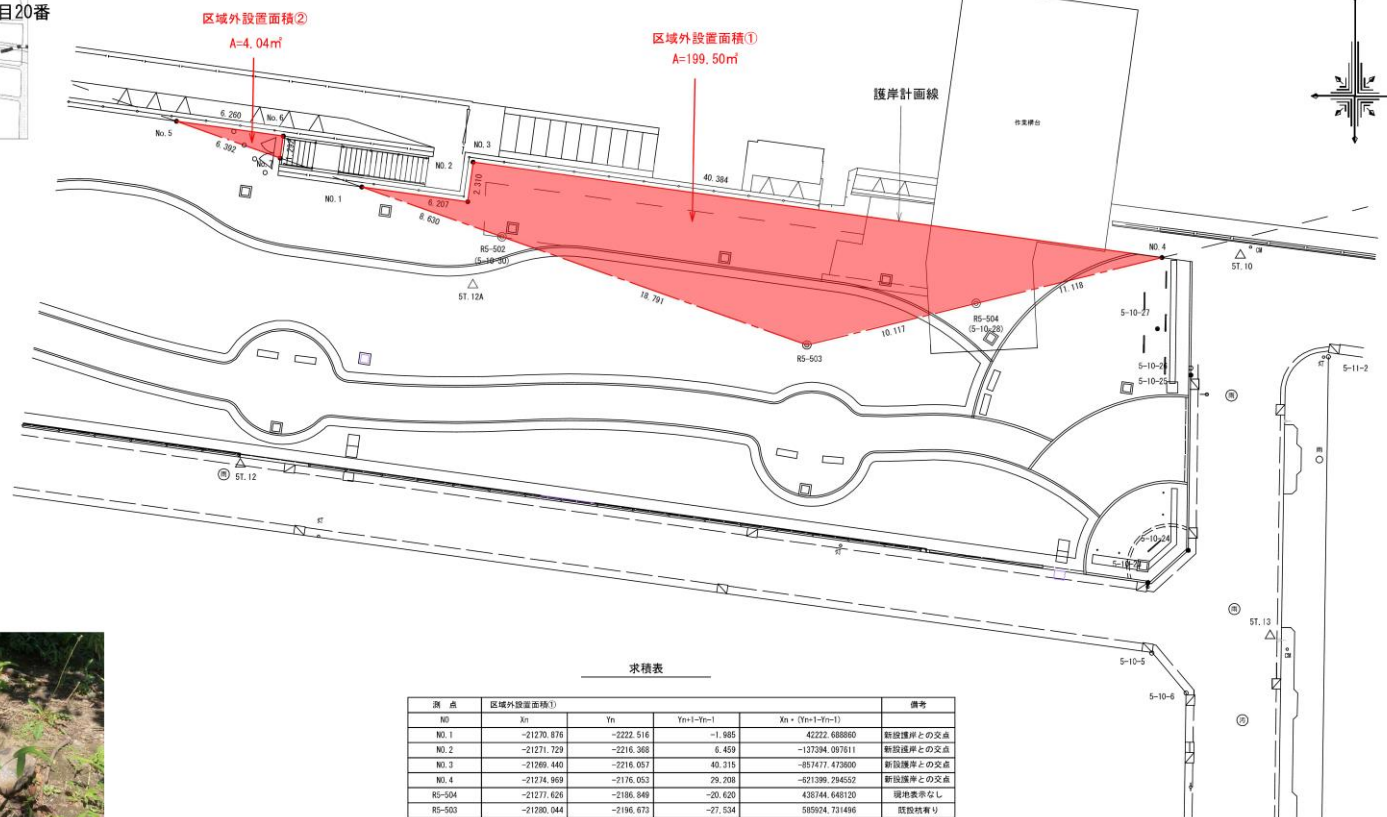
足立区の公の施設を草加市の区域内に設置することについて、地方自治法第244条の3第1項の規定による協議を行うに当たり、同条第3項の規定により議会の議決を求める。
これがこの議案を提出する理由である。

位置図





毛長公園区域外設置図



凡 例	
ST. 13 △	基準点
RS-503 ◎	境界点
— — —	行政界

求積表					
測 点	区域外設置面積①				備考
NO	Xn	Yn	Yn-1-Yn-1	Xn - (Yn-1-Yn-1)	
NO. 1	-21270.876	-2222.516	-1.885	42222.68880	新設護岸との交点
NO. 2	-21271.729	-2216.368	6.459	-137394.08761	新設護岸との交点
NO. 3	-21269.440	-2216.057	40.315	-857477.473800	新設護岸との交点
NO. 4	-21274.969	-2176.053	39.308	-821399.294552	新設護岸との交点
RS-504	-21277.626	-2186.949	-20.620	426744.648120	現地表示なし
RS-503	-21280.044	-2196.672	-27.534	585924.731496	現地表示あり
RS-502	-21273.761	-2214.383	-25.843	549777.805523	現地表示なし
合 計				399.008236	
合 計 面 積				199.5041180	
地 積				199.50	m ²

測 点	区域外設置面積②				備考
NO	Xn	Yn	Yn-1-Yn-1	Xn - (Yn-1-Yn-1)	
No. 5	-21267.058	-2223.277	0.177	-3764.269443	新設護岸との交点
No. 6	-21267.916	-2227.076	6.024	-128117.925984	新設護岸との交点
No. 7	-21269.196	-2227.253	-6.201	131890.284396	新設護岸との交点
合 計				8.088959	
合 計 面 積				4.044645	
地 積				4.04	m ²

①②合計面積=203.54㎡

図面名	毛長公園区域外設置図
場所	足立区花畑五丁目10番
縮 尺	S=1/250
作成年月日	令和 5年 7月31日
備考	世界測地系(測地成果2011) 参考：平成29年3月 道路水路区域管理図 花畑五丁目 (2/3)

第 3 2 号議案

教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

山本好一郎氏を教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 草加市氷川町 2 1 5 8 番地 7

氏 名 やま もと こういちろう
山 本 好一郎

生年月日 昭和 2 9 年 1 月 6 日

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

草加市長 瀬 戸 百合子

提 案 理 由

教育委員会教育長山本好一郎氏は、令和６年３月３１日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を教育委員会教育長に任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定により、議会の同意を求める。

これがこの議案を提出する理由である。

参 考 資 料

経 歴

住 所	草加市氷川町 2 1 5 8 番地 7
氏 名	山 本 好一郎
生年月日	昭和 2 9 年 1 月 6 日 (7 0 歳)
学 歴	昭和 5 2 年 3 月 早稲田大学理工学部卒業
職 歴 等	昭和 5 5 年 4 月 吉川町立吉川小学校教諭
	昭和 6 2 年 4 月 草加市立八幡小学校教諭
	平成 5 年 4 月 草加市立青柳小学校教諭
	平成 6 年 4 月 草加市教育委員会学務課指導主事
	平成 8 年 4 月 同委員会学務課学務係長 (兼) 指導主事
	平成 9 年 4 月 草加市立高砂小学校教頭
	平成 1 3 年 4 月 草加市教育委員会学務課主幹 (兼) 学務係長 (兼) 指導主事
	平成 1 4 年 4 月 埼玉県教育局南部教育事務所主任管理主事
	平成 1 7 年 4 月 草加市立氷川小学校校長
	平成 1 9 年 4 月 草加市教育委員会学校教育部副部長 (兼) 指導主事
	平成 2 2 年 4 月 草加市立両新田中学校校長
	平成 2 6 年 3 月 同校退職
	平成 2 6 年 4 月 学校法人川村学園川村小学校教頭に就任
	平成 2 7 年 3 月 同校退職
	平成 2 7 年 4 月 草加市教育委員会教育総務部指導課非常勤嘱託員に採用
	平成 3 0 年 3 月 同嘱託員任期満了
	平成 3 0 年 4 月 学校法人ひかわの森学園草加氷川幼稚園園長に就任
	令和 2 年 3 月 同園退職
	令和 2 年 1 0 月 草加市教育委員会委員に就任

令和 3 年 3 月 同委員会委員辞職

令和 3 年 4 月 同委員会教育長に就任、現在に至る。

令和 6 年

草加市議会 2 月定例会報告

草 加 市

報 告 目 次

第 1 号報告	令和 6 年度草加市土地開発公社事業計画書及び予算書の提出について…	1
第 2 号報告	令和 6 年度公益財団法人草加市スポーツ協会事業計画書の提出について……………	3
第 3 号報告	令和 6 年度公益財団法人草加市文化協会事業計画書の提出について…	5

第 1 号報告

令和 6 年度草加市土地開発公社事業計画書及び予算書の提出について

令和 6 年度草加市土地開発公社事業計画書及び予算書について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により、次のとおり提出する。

令和 6 年度草加市土地開発公社事業計画書及び予算書 別添

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

草加市長 瀬 戸 百合子

第 2 号報告

令和 6 年度公益財団法人草加市スポーツ協会事業計画書の提出について

令和 6 年度公益財団法人草加市スポーツ協会事業計画書について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、次のとおり提出する。

令和 6 年度公益財団法人草加市スポーツ協会事業計画書 別添

令和 6 年 2 月 21 日提出

草加市長 瀬戸 百合子

第 3 号報告

令和 6 年度公益財団法人草加市文化協会事業計画書の提出について

令和 6 年度公益財団法人草加市文化協会事業計画書について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により、次のとおり提出する。

令和 6 年度公益財団法人草加市文化協会事業計画書 別添

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

草加市長 瀬 戸 百合子